

## 第14回県政インターネットモニターアンケート集計結果

- ・静岡県の海に関する意識調査
- ・「ヤングケアラー」に関する意識調査

※グラフの中の「n」は、各設問の回答者総数を示す。

※各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数第二位を四捨五入)、合計が100%にならない場合がある。

### ○静岡県の海に関する意識調査

近年、海水温の上昇等の海洋環境の変化や豪雨による河川からの草木の流入など、静岡県の海は大きな影響を受けています。

豊かな海の恵みを次世代へ継承するための対策等を検討する上で参考にしたいため、アンケートへの御協力をお願いいたします。

### ○「ヤングケアラー」に関する意識調査

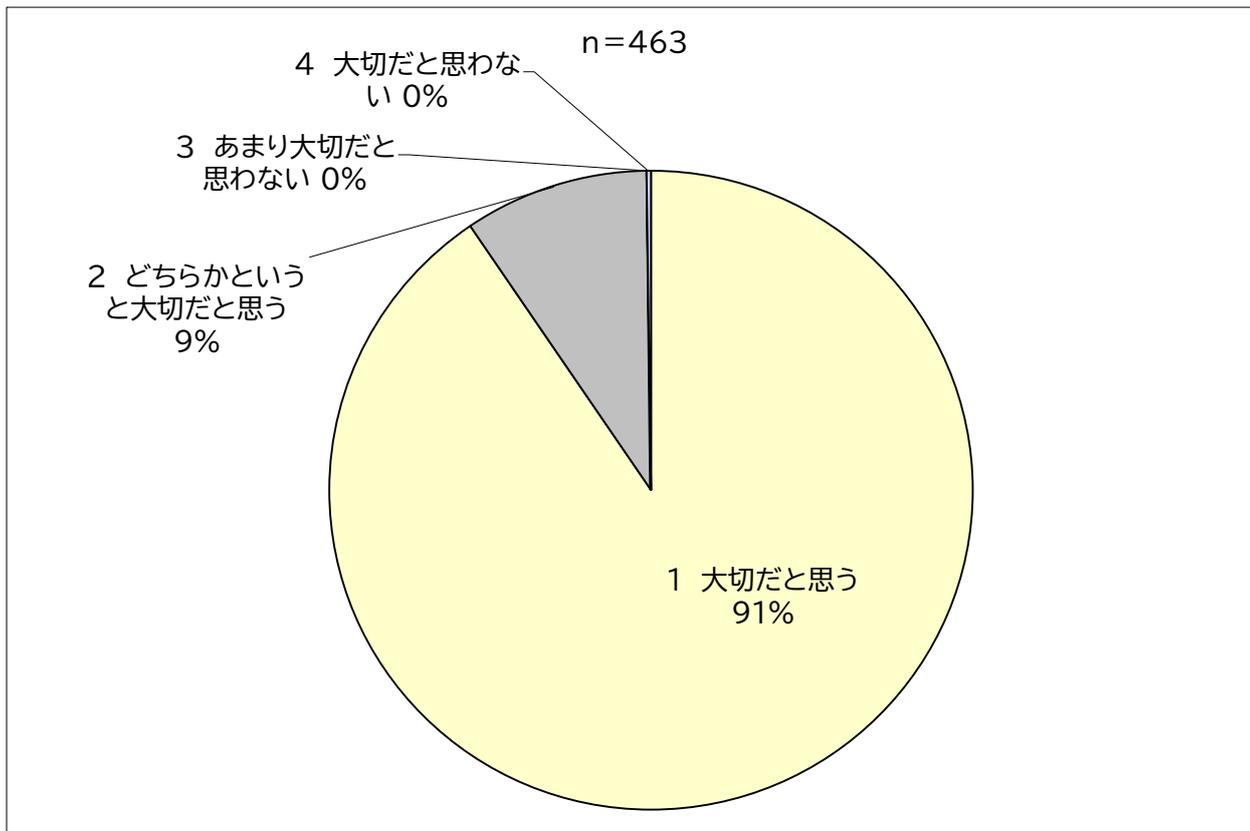
「ヤングケアラー」※に関する県民意識について把握し、今後の普及啓発等について検討する上で参考にさせていただくため、アンケートに御協力ください

※「ヤングケアラー」とは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。(若者とは「おおむね 30 歳未満、状況に応じて40歳未満の者」です。)

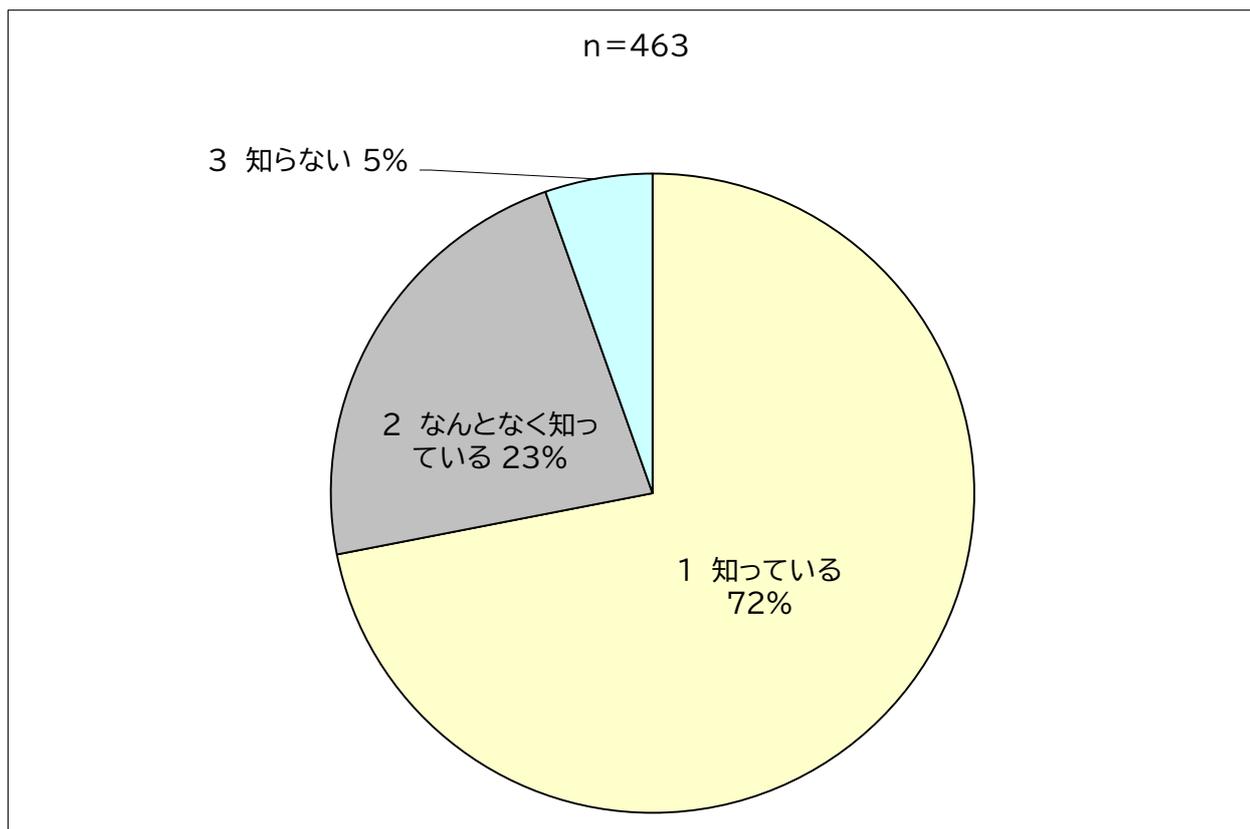
回答者数：463人（回答率：82.9%）			
	カテゴリー名	回答者数	%
性別	男性	192	41.5%
	女性	267	57.7%
	その他	4	0.9%
年代	10代	5	1.1%
	20代	30	6.5%
	30代	44	9.5%
	40代	85	18.4%
	50代	124	26.8%
	60代	99	21.4%
	70代	57	12.3%
	80代	19	4.1%
	90代	0	0.0%
住所	賀茂	5	1.1%
	東部	140	30.2%
	中部	162	35.0%
	西部	156	33.7%
	県外	0	0.0%
職業	自営業	34	7.3%
	会社員	152	32.8%
	公務員	17	3.7%
	パート・内職従事者	83	17.9%
	学生	26	5.6%
	無職	127	27.4%
	その他	24	5.2%

○ 静岡県の海に関する意識調査

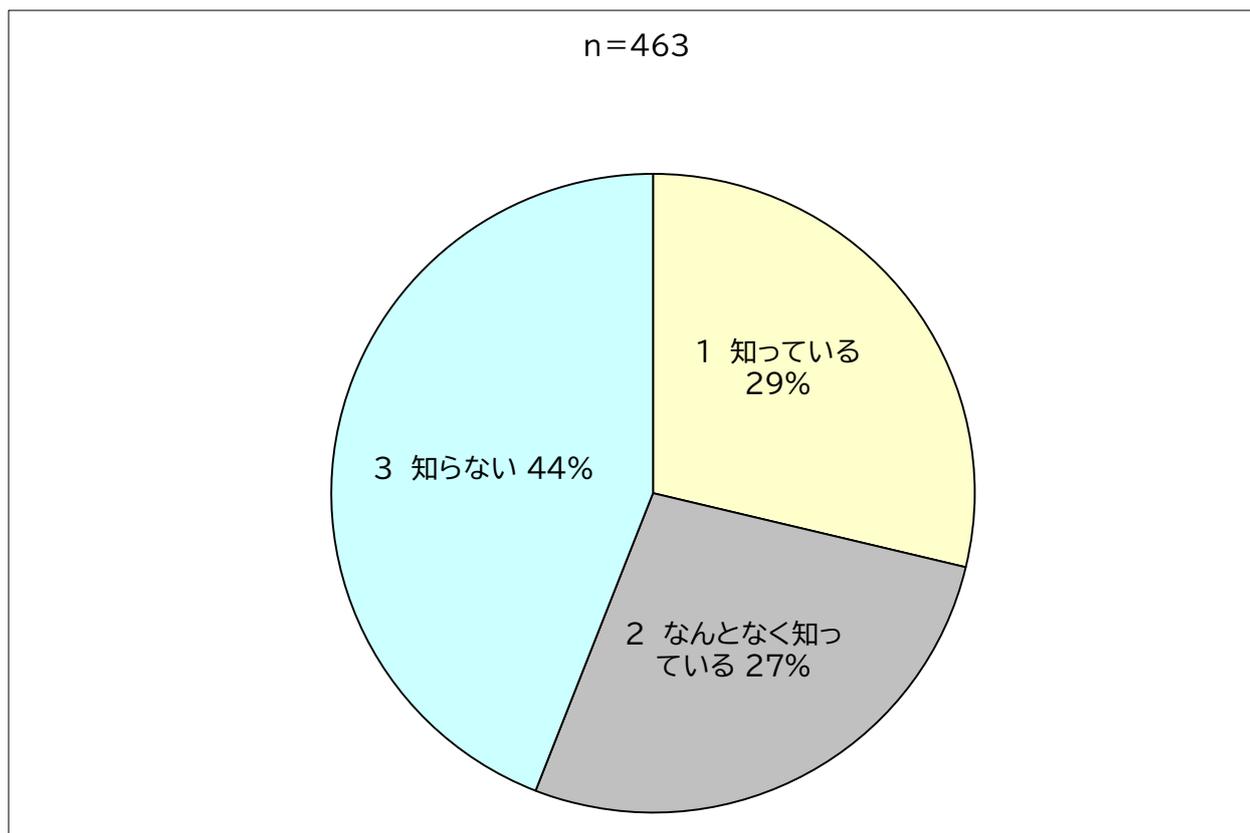
問1 本県の海は、私たちにとって大切な存在であると思いますか。(回答は1つ)



問2 本県では、シラス、サクラエビ、アサリなど、多くの海産物の漁獲量が減少傾向にあります。御存じでしたか。(回答は1つ)

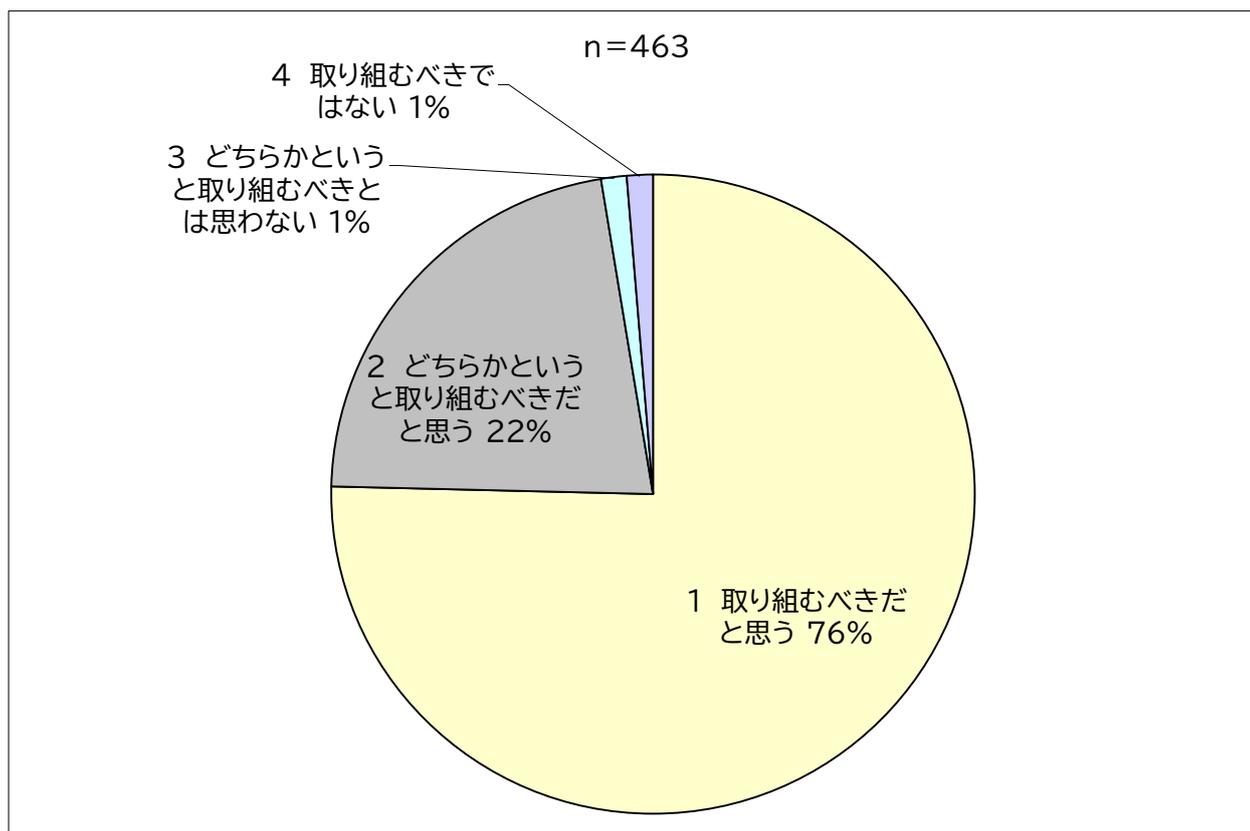


問 3 本県には、海藻が広範囲に繁茂している「藻場」がありますが、近年、この藻場が大規模に消失してしまう「磯焼け」が発生しています。このことを御存じでしたか。(回答は1つ)

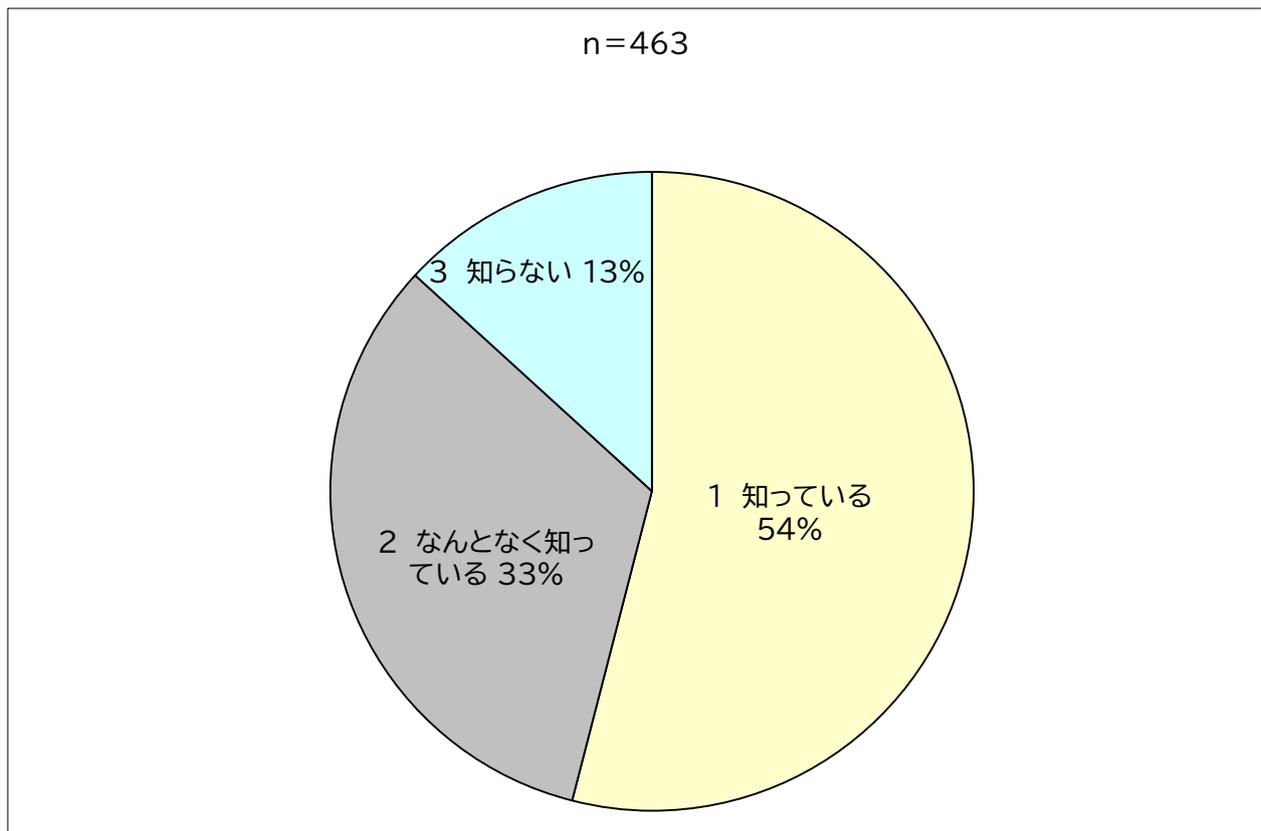


問 4「磯焼け」※1となってしまった海域について、藻場回復の取組をした方が良いとお考えでしょうか。(回答は1つ)

※1 海藻は、海洋生物の餌や棲みかとなり海の生態系の維持に役立っているほか、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防ぐ役割などがあります。

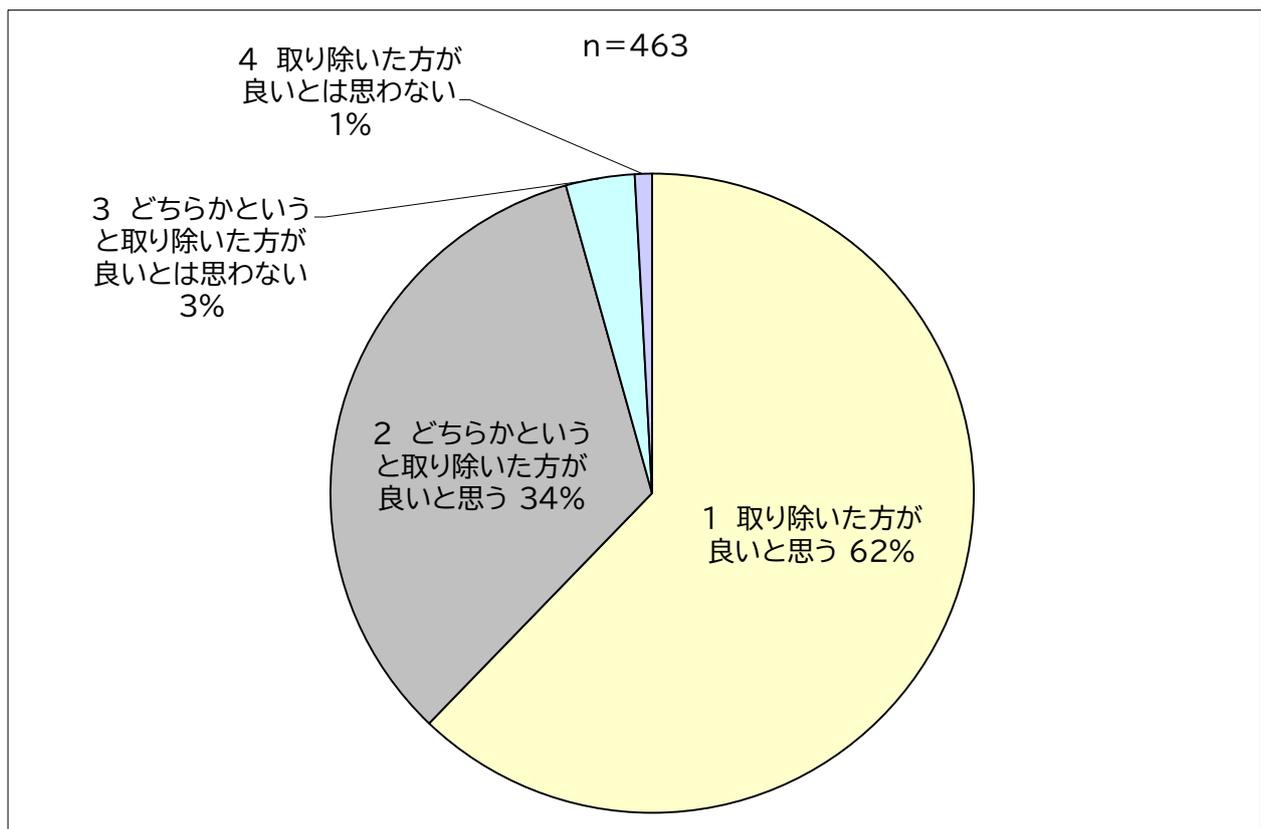


問 5 台風や豪雨により、河川から大量の草や木が海に流れ込んでいます。このことを御存じでしたか。  
(回答は1つ)



問 6 海に流れ込んだ草や木※2について、取り除いた方が良いとお考えでしょうか。(回答は1つ)

※2 海に流れ込んだ草や木は、船舶の航行や漁業の妨げとなるほか、海岸に堆積した場合は景観を損ねることがあります。



問7 豊かな海の恵みを次世代へ継承するための取組について、御意見、御感想がありましたら、御自由にお書きください。(500字以内)

担当：経済産業部水産・海洋局水産資源課

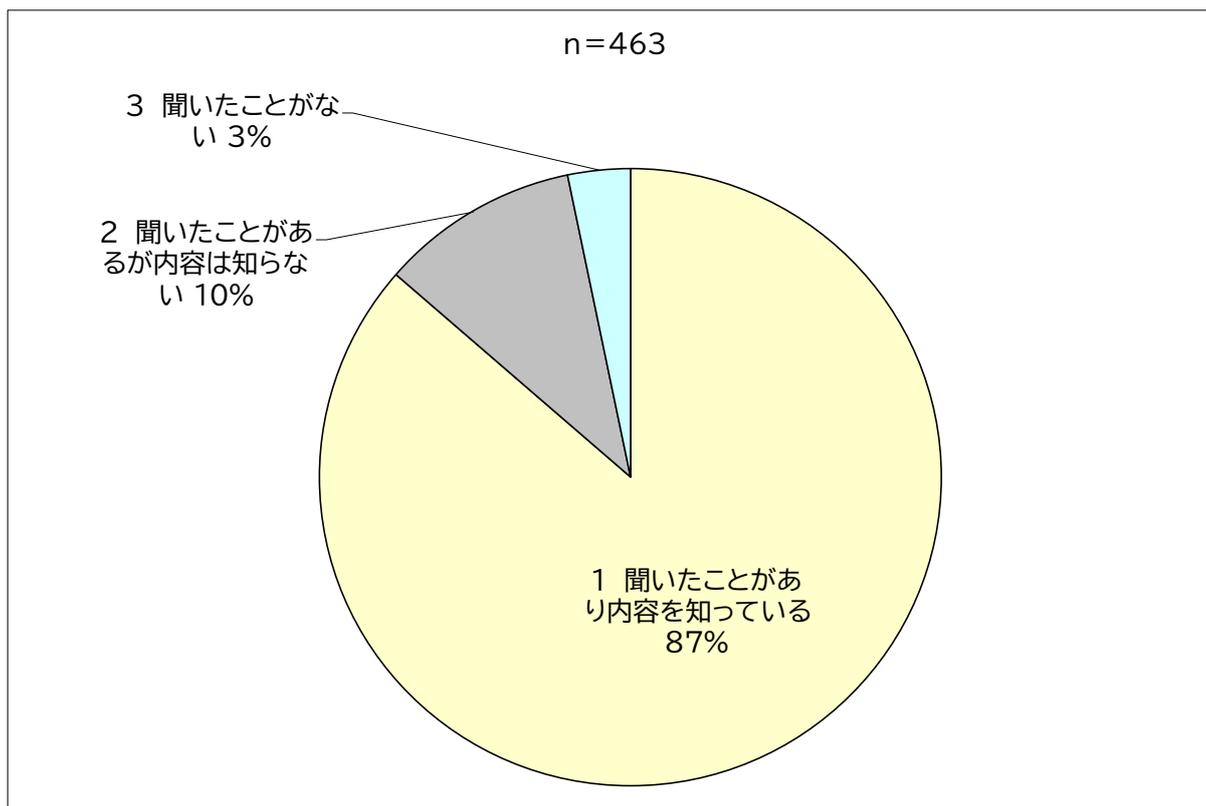
電話：054-221-3193

FAX：054-221-3288

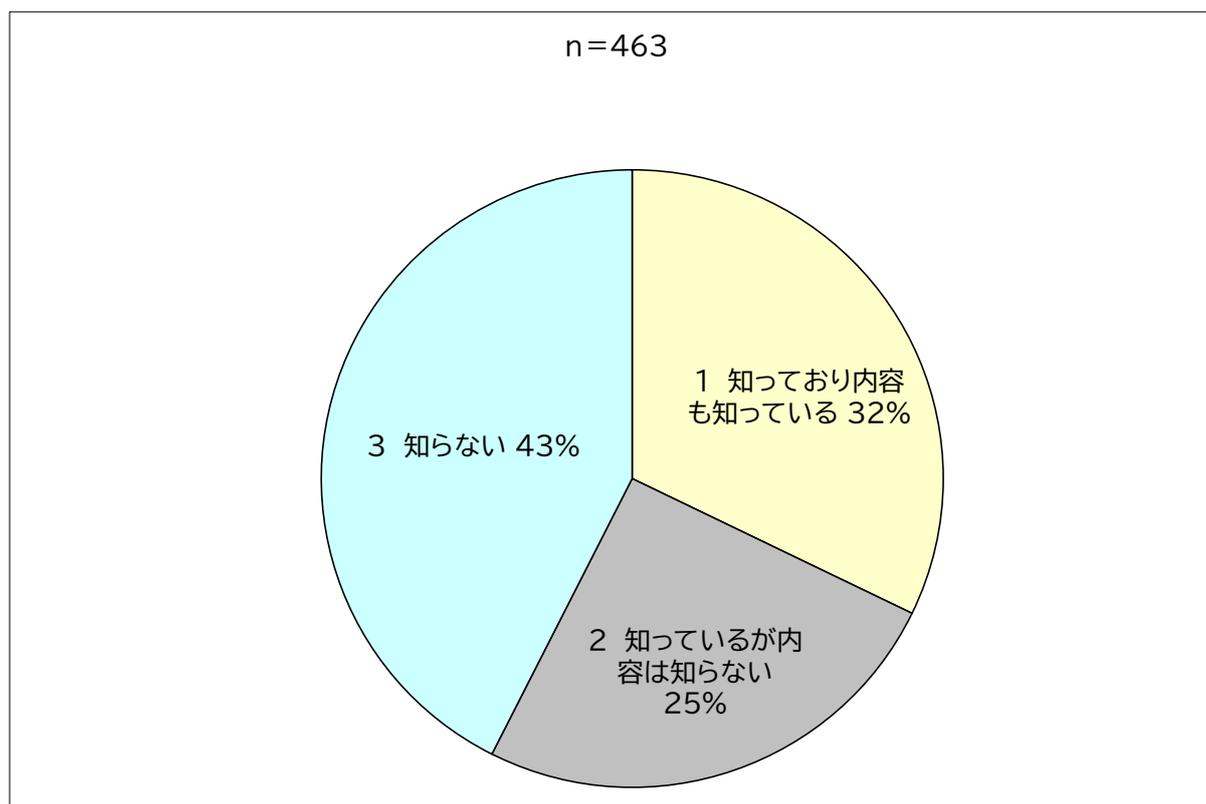
メール：[suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp)

## ○「ヤングケアラー」に関する意識調査

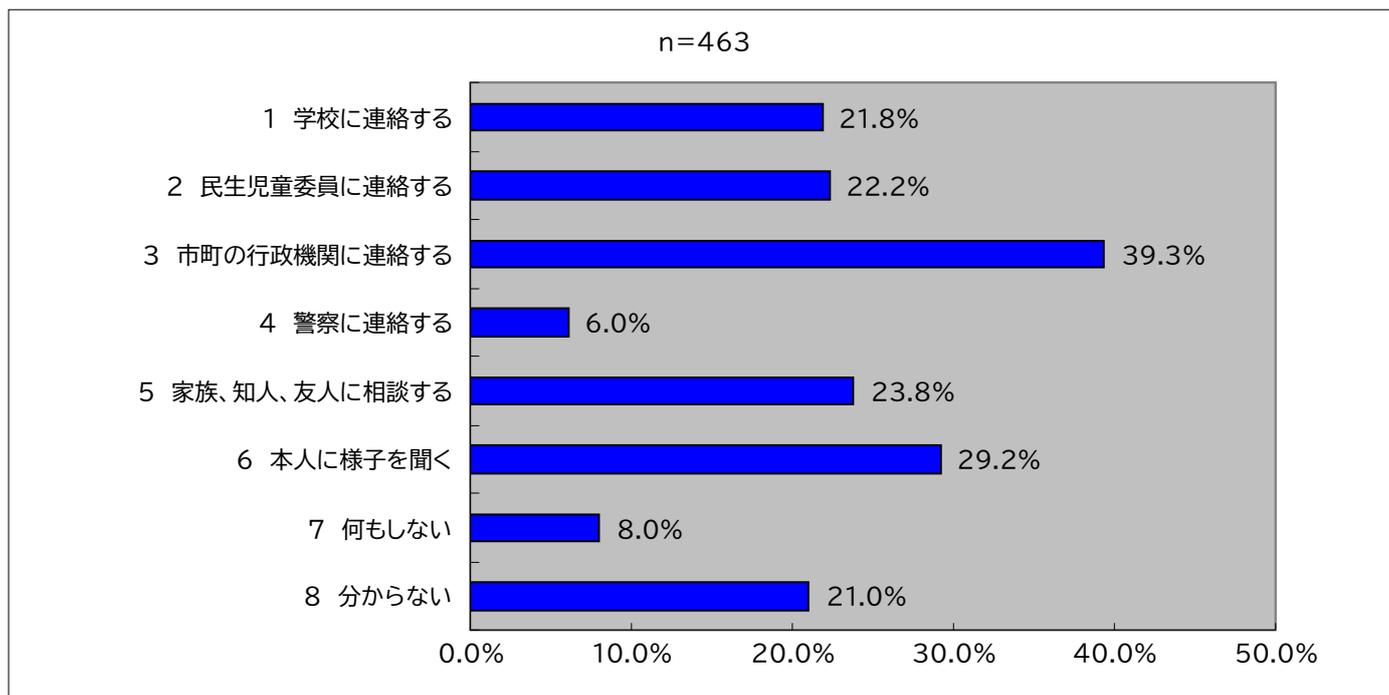
問1 あなたは「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがありますか(回答数は1つ)



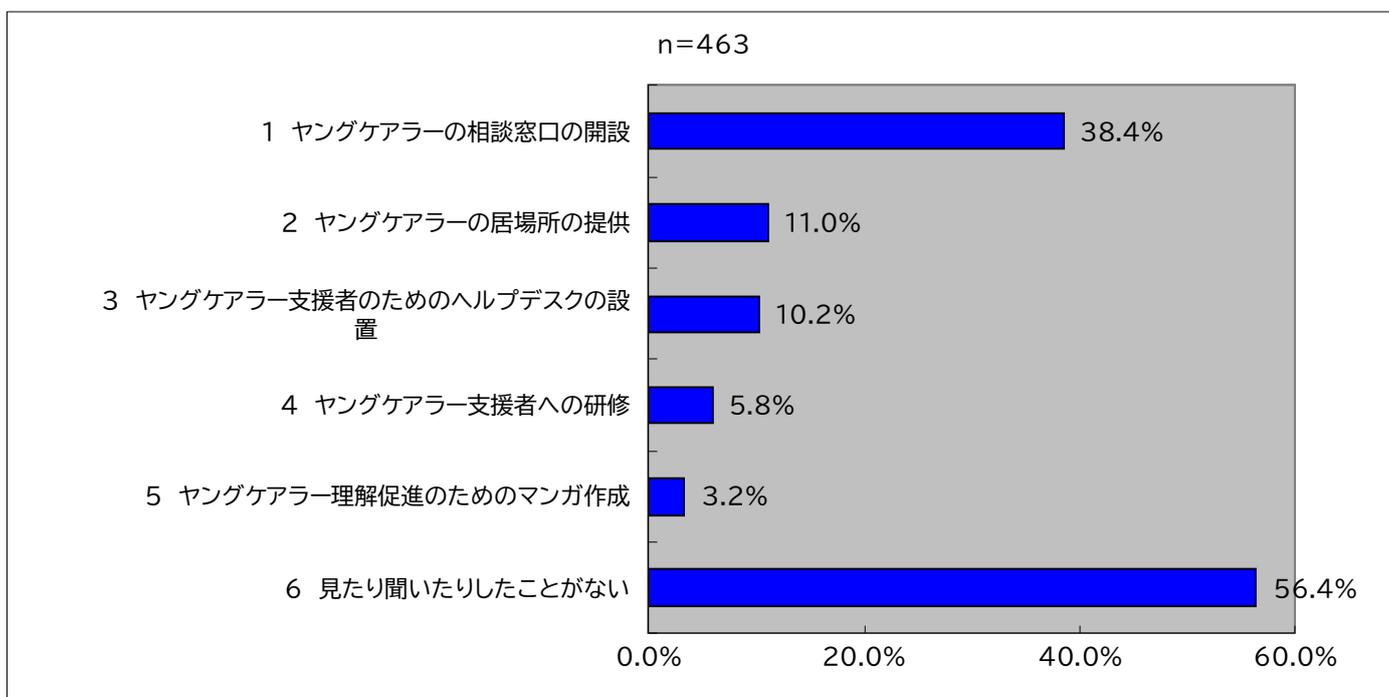
問2 令和6年6月「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされ、対象者もおおむね 30 歳未満(状況に応じて 40 歳未満の若者)と新たに定義されましたが、知っていましたか(回答数は1つ)



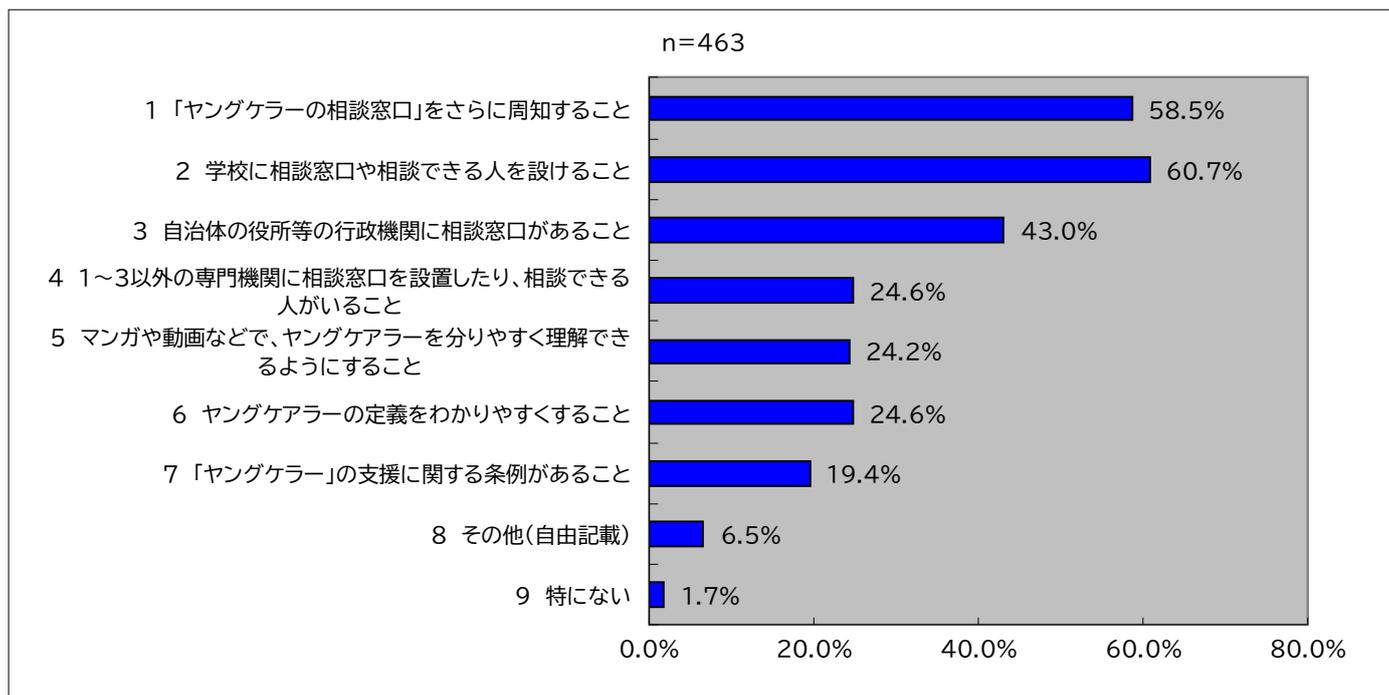
問 3 仮に身の回りに「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者がいた場合、どのような対応をしますか  
(複数回答可)



問 4 「ヤングケアラー」に対する支援として、県は以下のような支援を行っていますが、見たり聞いたりしたことはありますか。(複数回答可)



問5 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者がいる場合、どのような仕組みや取組があると相談しやすい環境づくりにつながるとお考えですか。(複数回答可)



問6 ヤングケアラーについて、御意見等がありましたら、御自由にお書きください。(500字以内)

担当課 健康福祉部こども未来局こども家庭課

TEL 054-221-2307

FAX 054-221-3521

メール kokatei@pref.shizuoka.lg.jp